【改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開】

労働者派遣法の改正に伴い、マージン率等の公開が義務付けられました。 (法第23条第5項) 令和7年10月1日現在の労働者派遣の実績及びマージン率等は、下表の通りです。

令和7年10月1日現在(該当事務所は、	福岡営業所)
派遣労働者の数	14人
派遣先の数	17社
マージン率	36.96%※小数点第2位以下を四捨五入
派遣料金の一人あたりの平均額	34,726円(1日8時間あたりの平均)
派遣社員の平均賃金	21,892円(1日8時間あたりの平均)
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育
	階層別・テーマ別研修
	労働安全衛生教育

マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、特別休暇に充当した費用
- ・福利厚生費(資格取得支援、教育研修費用、慶弔見舞金、日本ITソフトウェア企業年金基金加入など)
- ・営業、労務管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

・労使協定を締結しているか否か : 締結済

・労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者・労使協定の有効期間の終期 : 2026年3月31日

許可・届出番号:派13-313966

事業所名:株式会社ブレーンナレッジシステムズ 名古屋営業所

所在地:愛知県名古屋市中区錦一丁目18番24号 いちご伏見ビル 7階